

# 私の 提言

## 「責任ある企業行動」 アジアで拡大を

中国へのOECD流アウトリーチ活動と日本の役割



経済協力開発機構(OECD)日本政府代表部 専門調査員 砂原 遵平

### 1976年にガイドライン策定

経済協力開発機構(OECD)は1976年、グローバルに展開する企業の社会的な影響力が拡大する中、多国籍企業に対して自主的な「責任ある企業行動」(RBC)の実施を促す「多国籍企業行動指針」(以下、ガイドライン)を策定した。ガイドラインは人権の尊重や労使関係、情報開示などの企業行動に関する原則と基準を定めているが、法的な拘束力はない“紳士協定”だ。

世界経済の発展やグローバル化の進展に伴い改訂を重ねており、直近では2011年に改訂された。このガイドラインには、日本を含むOECD加盟36カ国に加え、先進国入りを目指すアルゼンチンなどOECD非加盟12カ国が参加している。現在も、新たに数カ国を対象にガイドラインへの参加に向けた審査が実施されている。

近年は「企業の社会的責任(CSR)」の概念が広まり、企業

の社会性や環境への配慮が国際的に普及しつつある。そうした中で、OECDはCSRよりも広範かつ普遍的な概念を含むものとしてRBCの一層の推進に取り組んでいる。その一環として現在、金融企業局投資課内に約20人の専門家から成る「RBCユニット」が設置されている。これはOECDの課内ユニットでは異例の大所帯だ。

RBCユニットの精鋭部隊は、豊富なデータに基づく実証的分析を通じ、主に①地域別事業、②国別事業、③鉱物・農業・衣類など分野別事業、④RBCに関する全ての関係者が年に1度集まる「RBCグローバルフォーラム」の開催、に取り組んでいる。

こうしたアウトリーチ活動の促進は、各国からの援護なしには難しい。そこで、本稿ではOECD加盟国でガイドライン参加国でもある日本の役割と、「OECD流アウトリーチ活動」が中国へいかなる影響を与えたか考察したい。

### ロールモデルを目指す日本

RBCユニットによる地域別事業の一つには、2018年1月に始まった「アジアにおける責任あるサプライチェーン推進事業」がある。国際労働機関(ILO)との共同事業で、欧州連合(EU)が900万ユーロ(約11億7,000万円)を拠出し、アジアにRBCの概念と基準を広め、通商パートナーとの公平な関係構築を目指す。

事業対象国は日本と、EUの財やサービスの調達先として成長著しい中国やタイ、ベトナム、フィリピン、ミャンマーだ。これらの国は、EUが選んだ優先対象産業(表を参照)において、①RBCに関する政策マッピング、②RBCの意識啓発、③RBCに関する省庁間対話の推進、④デューデリジェンスの実施に向けた企業の訓練や能力開発—を重点に、国内のRBC改革にアクセラを踏み込む準備態勢に入った。

日本は、事業対象国で唯一のOECD加盟国であり、ガイドライン参加国だ。2016年、内閣に設置された持続可能な開発目標(SDGs)推進本部を筆

「アジアにおける責任あるサプライチェーン推進事業」の優先対象産業

日本	中国	ミャンマー	フィリピン	タイ	ベトナム
電子産業 自動車部品産業	電子産業 繊維産業	農業 水産業	農業 食品産業	農業 自動車部品産業	農業 水産業 縫製産業

出典：ILO(2017)

頭に、RBCを通じたSDGsの達成を国家戦略として掲げる先進的政策を実施している。そのため日本政府は、この事業を、日本企業が実施する質の高いRBCをアジア諸国に示しつつ、世界的なRBCのロールモデルとなる機会と捉え、積極的にプレゼンスを示している。

日系企業などによるRBC啓発のための具体的な取り組みとしては、日本取引所グループが2018年9月、「責任ある企業行動とESG投資」と題したシンポジウムを開き、10月には（一社）日本経済団体連合会（経団連）・ILO・OECD共催による記念シンポジウム「アジアのサプライチェーンにおける責任ある企業行動」を開いた。また日本政府と産業界は、来日したRBCユニットの専門家と大手繊維企業や関西の中小繊維企業とのRBCに関する対話も実現させた。これは、アジアのサプライチェーンにおいて川下に位置する日本企業が、ビジネスと人権に関する責任ある行動事例をここぞとばかりに売り込む好機となった。日本の関係者の連携力と、RBCに対する企業の高い関心がなせる業である。

今後、日本政府は優先対象に選ばれた電子産業や自動車部品産業のRBCへの取り組み事例や、日EU・CSR作業部会に代表される二国間のRBC取り組み事例を発信し、唯一のOECD加盟国として模範を示す役回りとなろう。エンジンのかかりが悪い対象国もある一方、日本は一足先にギアを

「第二ステップ」にチェンジしても良い頃合いだ。

### 中国へのOECD流アウトリーチ

中国もRBCに関心を示している。無論、中国企業の海外進出においてはその“振る舞い”を巡りさまざまな議論がある。しかし、OECDは2007年の閣僚理事会で中国を将来的な加盟国候補とした上で、対外関係戦略上、最優先に扱われる「キーパートナー」の地位を与え、協力関係を築き上げた。その代表的な事例がRBCである。

13年、OECDは中国との協力に関する優先課題の一つにRBCを挙げ、翌14年に中国政府と「鉱物サプライチェーンにおける中国企業の責任ある企業行動」の覚書を締結。中国は15年、責任ある鉱物サプライチェーンのガイドラインを策定し、海外に進出する中国企業の振る舞いを正した。“国際的スタンダードセッター”と呼ばれるOECDの知見が、中国企業への強い風当たりを緩和し、より良い投資を促す一助となっている。

ところで、2015年はOECDと中国が協力関係を築いてから20周年にあたり、中国にとっては翌年にG20議長国となる節目の年だった。そんな折、中国政府は鉱物サプライチェーンのガイドラインのみならず、OECDと「合同作業計画」を策定した。これは、OECD全加盟国と中国の相互利益に基づいており、RBCを含む15分野の協力項目が定められた

計画書である。いわば、鉱物サプライチェーンに端を発する中国の切実な問題意識によるRBCへの「関心」が、「国内改革の優先事項」に具現化したものだ。日本政府もこの計画策定を後押しした。

中国政府はこれを指南書とし、他部門の企業行動を正そうとしている。その本気度を見抜いてか、OECDは中国でRBC促進の仕掛けを矢継ぎ早に打ち出した。その一つが「アジアにおける責任あるサプライチェーン推進事業」の対象国選出であり、さらには「繊維・アパレルサプライチェーンにおける中国企業の責任ある企業行動」に関する覚書の締結だ。ここぞという時に一気に畳み掛ける。これがOECD流である。

ある人は言う。中国のRBCへの取り組みは依然として「前途遠慮」であると。だが、古代中国から伝わる「備えあれば憂いなし」の教えに従い周到にRBCを推し進める中国の取り組みは注目していくべきである。そこには既に、OECDの国際的スタンダードに基づき第三国への企業進出や投資を推し進めようという、中国の本気の眼差しがあるやもしれない。日本は、中国をはじめとした対象国にRBCの模範を示すため、引き続きロールモデルとしての協力を模索していくべきであろう。

#### \*\*プロフィール\*\*

2010年、関西外国語大学卒業。信用金庫に勤務後、国際協力機構（JICA）青年海外協力隊としてマラウイに赴任。その後、英ブラッドフォード大学院で開発経済・金融学修士号を取得し、JICA関西国際センターを経て現職。投資委員会、RBC作業部会などを担当